



2022年5月11日

各 位

会社名 株式会社 松 風  
代表者 代表取締役社長 根 來 紀 行  
(コード番号 7979 東証プライム)  
問合せ先 総 務 部 長 岩 崎 滋 文  
(TEL 075-561-1914)

### 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続に関するお知らせ

当社は、2019年5月9日付当社取締役会決議及び2019年6月26日付第147回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現対応方針」といいます。）を継続しておりますところ、その有効期間は2022年6月開催予定の第150回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、2022年5月11日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を継続するとともに、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定しましたので（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、お知らせいたします。本対応方針においては、所要の修正その他文言の整理等を行っておりますが、現対応方針の内容から実質的な変更はありません。

本対応方針につきましては、社外監査役2名を含む当社監査役4名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する提案等を受けていないことを申し添えます。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1922年に設立以来、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」を経営理念に、歯科治療や歯科技工に用いられる材料や機器の開発に取り組み、時代に先駆けた製品の提供と、歯科医療レベル向上への貢献をテーマに事業領域を拡大し、当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

そもそも当社グループの企業価値の源泉は、①研究開発力及び新製品開発力、②研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、③少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、④志の高い優秀な人材、⑤「生活の医療」を支える当社グループの存在自体にあると考えております。

歯科材料は、医療機器としての安全性や有効性に加え、より自然に近いという審美性、患者様の負担を軽減するための臨床での操作性、また健康保険適用製品が多いという性格上求められる経済性等の要素を高い次元でバランスさせることが必要となります。

このような製品の研究・開発は、当社自身の取組みは無論のこと、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士といった歯科医療関係者、あるいは歯科教育機関との強力なネットワーク、歯科業界でも最高水準の研究設備を導入した研究所、製品情報・医療技術情報等を当社独自の会員組織等に対して発信する研修施設などのインフラストラクチャが有機的に結合した結果、創造できるものと考えております。このように創業当初から研究者や教育機関と一体となって研究を重ねた過程で培った研究開発力及び新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャは、全ての企業価値の源泉であるといえます。

歯科医療に使用される材料・機器については、患者様一人ひとりの症例に適応する必要があるため、多品種生産から生まれる一つひとつの製品の品質管理が極めて重要となります。また同時に、医療機器を取り扱う企業として、関連法規制の下、製品や品質の有効性・安全性が求められます。当社グループは、創業以来、長い歴史の中で培ってきた高度なノウハウ、最先端の設備機器、天然の歯の機能と美しさに対する飽くなき追求を志とする優秀な人材といった当社グループ固有の財産の一つひとつが力となり、有効性と安全性を兼ね備えた最高品質の製品を世界中の人々にお届けしております。

当社グループは、世界中の人々の「健康への入口」となる歯科医療に貢献する企業として、社会から安心され、信頼される存在であることを常に意識した経営に努めており、「松風（しょうふう）」ブランドは上場企業としての社会的信用や長年にわたる歯科事業での実績を通して、株主の皆様、国内外の取引先様、その他ステークホルダーとの揺るぎない信頼関係を構築しております。当社グループは、こうした信頼関係を基礎として国内特約店や海外拠点を通じた強固な流通網を築き、業界のリーディング・カンパニーとして国内外に先進の歯科器材を提供できる体制を確立しております。また、当社グループが歯科事業で培ってきた技術を活かすべく、ネイル材料や工業用研磨材の分野にも積極的に進出しております。

これからも当社グループは幅広い製品で世界の歯科医療に貢献し続け、さらに社会から信頼される経営基盤を維持、向上させ、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

## 2. 会社支配に関する基本方針の内容について

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、先に掲げた当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者においては、株主の皆様への判断のためには、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、Ⅲをご参照ください。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

## Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っております。

### 1. 中期経営計画に基づく取組み

当社では、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念とともに、「質の重視と量の拡大」「変化への挑戦」を行動指針として企業価値の向上に努めております。また、当社グループでは、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源の配分を大きく海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組んでまいります。具体的な取組みとしては、「松風グループ 第四次中期経営計画」を策定し、重点課題として、以下に掲げる施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

#### ① 地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発

当社グループは、研究開発力及び新製品開発力こそが全ての競争力の源泉と考えており、上記に挙げた中期経営計画を実現するために、積極的な研究開発投資を継続し、世界的視野に立った製品開発を推進しています。

また、世界各地の経済レベルや歯科医療の水準、インフラの整備状況なども考慮し、中間層やボリュームゾーンをターゲットとした、地域に適合した製品開発を進めてまいります。

#### ② 生産拠点の再配置、海外生産の拡大

歯科業界におけるメーカー間の競争が一層厳しい状況となっている中、成長サイクルのスピードアップを図るためには、人工歯や研削材など当社グループが競争力を有する分野において、一層のコストダウンによる価格競争力の向上が必要であると考えております。

そのため、本社工場の生産能力の制約解消、生産コストの低減、為替変動の影響回避、高関税の回避、危険物・重量物の輸送コスト低減、歯科医療関係者に対するデリバリーサービスの向上等の観点から「国内生産グループ会社の有効活用」と「海外生産の拡大」を含めた生産拠点の再配置を推進してまいります。

#### ③ 販売網・販売拠点の整備及び国内外学術ネットワークの構築

当社グループは、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニアの市場に対して、海外拠点を開設し、世界市場をターゲットとした製品開発と戦略的な製品投入に努め、新たな市場の創造に積極的に取り組んでおります。

販売網の整備にあたり、海外の各地域で松風製品が歯科医療関係者に認知されているか再評価を実施し、その上で必要に応じて代理店網の見直しを進めてまいります。

また、顧客サービスの充実、在庫保有による早期のデリバリーサービスの実現、歯科医療従事者への製品情報発信を中心とした学術活動の強化、薬事申請業務の早期化・効率化などを目的として、重要な国・地域での拠点設置を進めております。

さらに、国内外学術ネットワークの構築として、世界各地の歯科医療関係者に影響力を持つスタディーグループやキーオピニオンリーダーなどに対する情報発信力を高め、当社グループ製品の認知度向上を図るとともに、顧客ネットワークを構築してまいります。

#### ④ 海外展開を積極的に進めるための人材育成、確保

中期経営計画の重点課題を積極的に進めていくためには、グローバルに活躍できる人材の育成、確保が必要であり、海外拠点での人員拡充とともに、グローバル人材の育成に努めていく考えであります。

併せて、成果に見合った処遇・報酬制度など人事制度の見直しを行い、社員が積極的にチャレンジできる仕組みの構築を進めてまいります。

#### ⑤ M&A の推進

製品分野、地域ごとの事業戦略（セグメント・ストーリー）に基づき、研究開発、生産、販売における体制強化のための外部との連携、発展形としての M&A を積極的に進めてまいります。

#### ⑥ グループガバナンスの強化

当社グループにおけるグループ会社の役割が年々大きくなる中、グループ会社の活動を企業価値の向上に繋げると同時に、そこで発生する可能性のある様々なリスクをコントロールしていくための体制整備を進めてまいります。

#### ⑦ 三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携

2020年5月に、三井化学株式会社及びサンメディカル株式会社との資本・業務提携契約を締結し、資本関係の強化も含め、これまで以上に強固な関係を構築しました。3社が有する有形・無形の資産を融合させ、3社提携の目的である「歯科事業におけるグローバルな競争力、事業価値の向上」を図るとともに、当社グループの成長、企業価値の拡大に繋げてまいります。

以上のような取組みを一体感を持って進めるため、当社では、中期経営計画において、基本方針や部門の行動指針等を戦略とともに明示し、従業員との価値観の共有化を図り、部門方針や計画から課レベル、さらに個人別の目標へと展開し、社内の活性化と業績向上につなげることを目指しております。これらの取組みを通じて企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを通じて、中長期的に持続的成長を維持することが必要であると考えております。また、当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン（株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務の遂行、株主との対話の充実等）」に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社取締役会は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについての責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役社長その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行っています。

また、当社取締役会は、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、2020年6月の株主総会において取締役の員数を8名から9名に増員するとともに、豊富な経験を有する社外取締役を2名から4名（うち独立社外取締役3名）に増員しております。これにより、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1とし、2021年12月には当社コーポレートガバナンス・ガイドラインでも、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1以上とする旨を定める改訂を行っています。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。加えて、代表取締役及び過半数を占める独立社外取締役で構成する「指名報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図るとともに、代表取締役及び独立社外取締役で構成する「コーポレートガバナンス会議」を設置し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、取締役会に対して答申しております。また、社長執行役員以下全執行役員、各部長及び国内子会社社長で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティの基本方針や戦略・計画の策定、目標とすべき指標の設定等について審議を行うとともに、取組状況のモニタリング等を実施し、取締役会に報告や提言を行っています。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとっ

て有効な機能を果たすと考えております。各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることができると考え、今後も取組みを充実させていきたいと考えております。

中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させることによって、当社の株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものと考えます。また、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組みは、中期経営計画を推進し、企業価値向上を図る基盤となるものと考えます。したがって、かかる取組みは、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

### Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 本対応方針継続の必要性

Iで述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、大規模買付行為に対する最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、別紙1の「大株主の状況」とおり、2022年3月末日現在、当社の筆頭株主である三井化学株式会社は当社株式の20.00%を保有しております。三井化学株式会社とは、同社との間の業務・資本提携に基づき当社の主要株主として友好的な関係を構築しており、現時点において本対応方針における適用対象とはなりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、機関投資家、金融機関、個人等に広く分散して保有されております。従いまして、今後、当社株式の大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為についての必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要があると考えております。

## 2. 企業価値検討委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、企業価値検討委員会を設置します。企業価値検討委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。本対応方針の継続時の企業価値検討委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。また、企業価値検討委員会の概要は別紙3のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅲ 4.（1）をご参照ください。）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記Ⅲ 3.（2）をご参照ください。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅲ 4.（2）ア.をご参照ください。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記Ⅲ 4.（1）から（4）をご参照ください。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず企業価値検討委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、企業価値検討委員会が、大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、当社取締役会に対して、新株予約権の

発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記Ⅲ 4.（2）イ.をご参照ください。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

企業価値検討委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び企業価値検討委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

企業価値検討委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会での検討を開始するものといたします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）



- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
  - ⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

## （2）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合又は情報提供期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、企業価値検討委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、企業価値検討委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値検討委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

## （3）株主総会決議

企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記Ⅲ 4.（2）ア.（a）又は（b）に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべき旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模

買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後又は情報提供期間の満了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款第41条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

###### ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様に適切にご判断をいただけるように説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主の皆様が株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合で、かつ対抗措置の発動が相当であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業

価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

- (a) 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

#### イ. 対抗措置の不発動の勧告

企業価値検討委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときには、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、企業価値検討委員会は、いったん対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものといたします。

#### **(3) 取締役会の決議**

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### **(4) 対抗措置発動の停止等について**

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、

次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、企業価値検討委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ 4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、企業価値検討委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針の有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終

結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含まれます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

#### **IV 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由**

##### **1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること**

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、企業価値検討委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断したときには、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあること、及び株主総会において対抗措置発動が承認されたときには対抗措置が発動されることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

##### **2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと**

Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合は、企業価値検討委員会が大規模買付行為について当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したとき又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく株主総会を開催する必要がない場合であると判断したときを除き、株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められることとなりますので、この点においても、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日付で施行した、「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

### 3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される企業価値検討委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

なお、本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本対応方針を廃止することができます。したがって、取締役会の構成員の過半数を交代させた場合でも買収防衛策の発動を阻止できないデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の任期を1年としていることから、本対応方針は、取締役の交代を一度に行うことができず買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

以上

## 当社の大株主の状況

2022年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
三井化学株式会社	株 3,580,000	% 20.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	938,300	5.24
株式会社 京都銀行	712,431	3.98
日本生命保険相互会社	646,431	3.61
株式会社 滋賀銀行	602,400	3.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	550,200	3.07
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	448,000	2.50
松風社員持株会	377,100	2.10
三井住友信託銀行株式会社	364,000	2.03
株式会社 SCREEN ホールディングス	330,000	1.84

(注) 上記のほか、当社が自己株式 105,013 株を保有しております。

以 上

### 企業価値検討委員会委員略歴

本対応方針継続時の企業価値検討委員会の委員は、以下の4名であります。

西 田 憲 司 (にしだ けんじ)

#### 【略 歴】

- 1947年生
- 1972年 7月 監査法人中央会計事務所入所 (1982年5月退所)
- 1975年12月 公認会計士登録
- 1977年 5月 税理士登録
- 1982年 5月 西田憲司公認会計士事務所開設 現在に至る  
西田憲司税理士事務所開設 (現烏丸会計事務所)
- 2001年 6月 当社監査役
- 2015年 6月 当社取締役 現在に至る
- 2016年 1月 烏丸会計事務所 現在に至る

西田憲司氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西田憲司氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は西田憲司氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

西 村 大 三 (にしむら だいぞう)

#### 【略 歴】

- 1959年生
- 1987年10月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所  
(1990年10月退所)
- 1991年 3月 公認会計士登録  
西村公認会計士事務所開設 現在に至る
- 1994年 4月 税理士登録  
西村大三税理士事務所開設 現在に至る
- 1998年 1月 大手前監査法人社員
- 2004年 3月 大手前監査法人代表社員 現在に至る
- 2012年 6月 学校法人京都産業大学監事 (2020年5月退任)
- 2020年 6月 当社取締役 現在に至る



西村大三氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

西村大三氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は西村大三氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

酒 見 康 史 (さけみ やすし)

**【略 歴】**

1958年生

1991年 4月 弁護士登録

1993年 4月 酒見哲郎法律事務所（現 酒見法律事務所）入所 現在に至る

2004年 6月 当社監査役 現在に至る

2009年10月 シーシーエス株式会社 社外取締役

2016年 8月 シーシーエス株式会社 社外取締役（監査等委員）

2018年 7月 シーシーエス株式会社 監査役 現在に至る

2019年 3月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役

2020年 3月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）  
現在に至る

酒見康史氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

酒見康史氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として同取引所に届け出ております。

小 林 京 子 (こばやし きょうこ)

**【略 歴】**

1972年生

1999年 4月 弁護士登録

色川法律事務所入所

2009年 9月 シヤープ株式会社法務室出向

2014年 9月 色川法律事務所復帰

2018年 1月 色川法律事務所パートナー 現在に至る

2018年 2月 川上塗料株式会社 社外監査役 現在に至る

2020年 6月 三菱ロジスネクスト株式会社 社外取締役 現在に至る

2021年 6月 日本ピラー工業株式会社 社外取締役（監査等委員）現在に至る

小林京子氏は、会社法第329条3項に規定される当社補欠監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小林京子氏が社外監査役に就任した場合は、同氏が株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすことになることから、当社は小林京子氏を当社の独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以 上

## 企業価値検討委員会の概要

### 1. 設置

企業価値検討委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

### 3. 任期

企業価値検討委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値検討委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、企業価値検討委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

企業価値検討委員会委員に欠員が生じた場合には、上記2.記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 決議要件

企業価値検討委員会の決議は、原則として、現任の企業価値検討委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、企業価値検討委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値検討委員会の決議は、企業価値検討委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、企業価値検討委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 5. 決議事項その他

企業価値検討委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として

以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、企業価値検討委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問した事項

また、企業価値検討委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使するこ

とができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

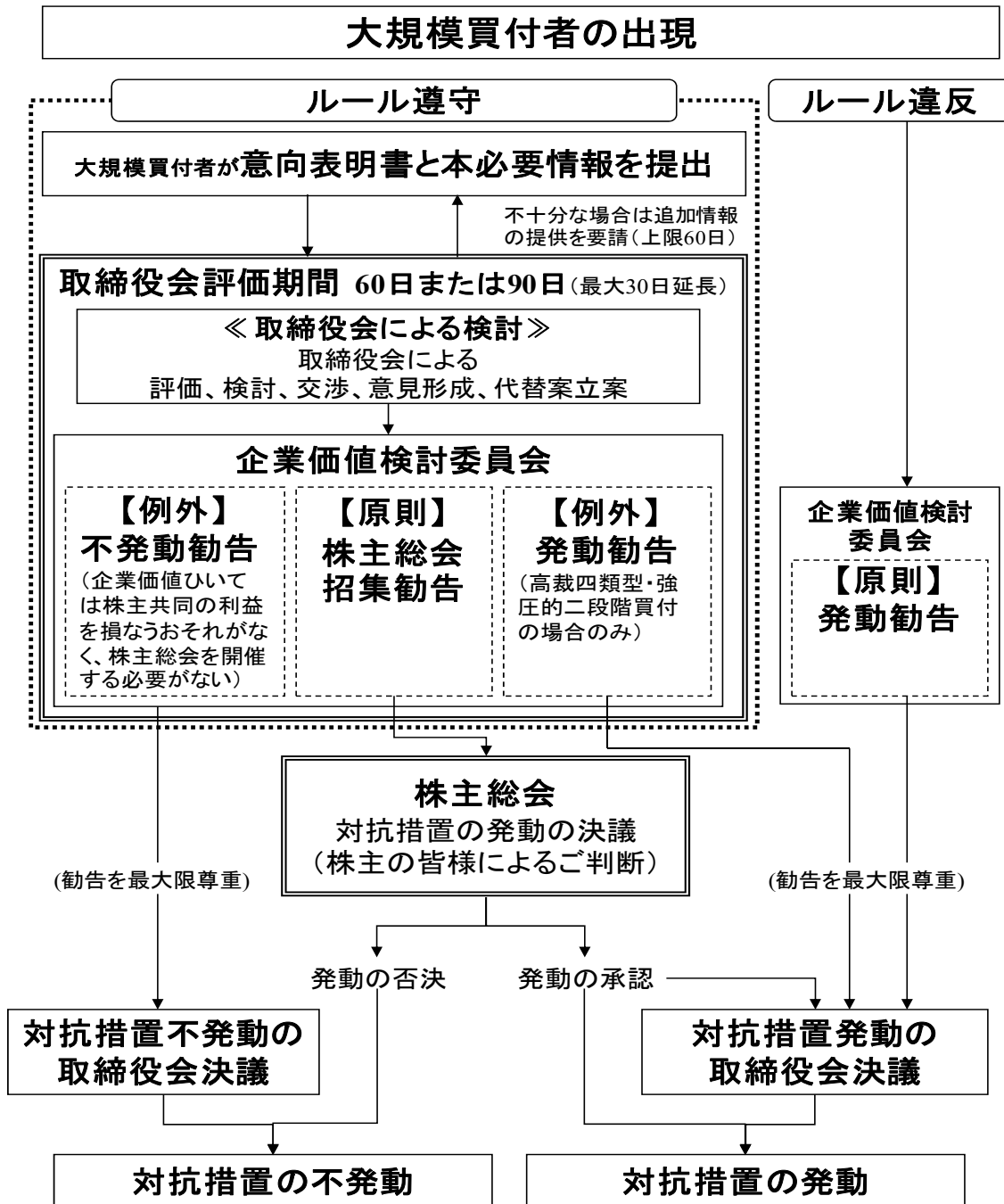
②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以上

(参考資料)

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、当社の2022年5月11日付プレスリリースをご参照ください。